

平成25年第3回上里町議会定例会会議録第3号

平成25年6月6日(木曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第50号)町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第54号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出議案第51号)上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第52号)上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第53号)児玉都市計画神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第55号)専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 (町長提出議案第56号)平成25年度上里町一般会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君

健康保険課長	関 口 静 君	高齢者いきいき課長	小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長	坂 本 浩 之 君	産業振興課長	野 田 浩一郎 君
学校教育課長	谷 木 章 二 君	学校指導室長	浅 見 榮 君
生涯学習課長	坂 本 正 喜 君	郷土資料館長	桑 原 正 明 君

事務局職員出席者

事務局 長	横 尾 邦 雄	係 長	戸 矢 信 男
-------	---------	-----	---------

開 議

午前9時02分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第50号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第50号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第50号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案を申しあげました議案第50号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方議会制度改革を盛り込んだ地方自治法の一部改正に伴いまして、町議会が招致しました参考人等に対する実費弁償の支給に関する規定について所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の概要を御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正によりまして、議会の常任委員会が参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる旨の規定が改正前の法第109条第6項に規定されていたものが、改正後の法第115条の2として「公聴会及び参考人の出頭」として改正規定されました。この改正に伴いまして、法第109条第5項の規定により委員会についても準用されるため、会議及び委員会の双方で公聴会を開き学識経験者等から意見を聴取できる規定と、参考人の出頭に関する規定が定められましたので、町の条例を改正するものになります。

続きまして、改正点について条文の御説明を申し上げます。

第2条の第2号と第4号を改めるものになりまして、第2号では、法第115条の2第1項の規定に基づくものになりまして、公聴会に参加した者に対しての実費弁償の支給規定になります。

次に、第4号では、法第115条の2第2項に基づくものになりまして、こちらは参考人として出頭に応じた者に対しての実費弁償の支給規定になります。

どちらの規定も、概要にて御説明させていただきましたとおり、法第109条第5項の規定によります常任委員会、議会運営委員会、そして特別委員会の全ての委員会についても準用され、実費弁償ができる規定がなされております。

以上で、町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第11 町長提出議案第54号 専決処分の承認を求める件を先に審議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第11、町長提出議案第54号 専決処分の承認を求める件を先に審議することに決定いたしました。

日程第11 町長提出議案第54号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第54号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法の一部を改正する法律に伴う上里町税条例の一部を改正する条例について、平成25年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただきたく、承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町税条例の一部を改正する内容でございます。

内容について御説明を申し上げます。

第6条の2第1項は、上里町行政手続条例の適用除外を規定したものでございます。地方税法の一部改正に伴う関係条文の整理であり、町が行う地方税に関する処分についての内容を見直すものでございます。

第34条の7第2項は、町民税における寄附金税額控除の内容を規定したもので、平成25年度から平成49年度まで課税されることとなった所得税における復興特別所得税、当該年度の所得税額を課税標準として2.1%を乗じた金額を加算、その所得税を導入後において、都道府県や市区町村に対する寄附金、いわゆる、ふるさと寄附金をした場合、復興特別所得税にも寄附金税額控除が及んでいることに伴い、町民税においても特例控除額の見直しを行うものでございます。

第54条第5項は、固定資産税の納税義務者等を規定したものでございます。独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置を廃止する内容でございます。

第103条第4項は、特別土地保有税の納税義務者等を規定したもので、固定資産税と同様に当該規定が廃止される内容でございます。

附則第3条の2は、町税における延滞金の割合等の特例を規定したもので、市中金利が減少している現況を踏まえ、延滞金の利率について各年の特例基準割合を、日本銀行法の規定から租税特別措置法の規定に改めるもので、延滞金及び還付加算金の利率の見直しを行うこととしたものでございます。

地方税法本則では、延滞金の割合は納期限の翌日から起算して1カ月経過するまでの期間は年7.3%、それ以降は14.6%であり、還付加算金の割合は年7.3%とされています。

改正では特例基準割合を改め、延滞金の割合は各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場

合には、延滞金の区分に応じて定める割合とされ、年14.6%の延滞金は特例基準割合に年7.3%を加算した割合となり、年7.3%の延滞金は特例基準割合に年1%を加算した割合、加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%となります。仮に、今年適用になったとして試算をいたしますと、納期限後1カ月では、現行利率4.3%が3.0%に、それ以降の利率14.6%は9.3%になり、その後、この利率は毎年変動してくることになります。

なお、特例基準割合とは、銀行の短期貸付の平均利率の合計を12で除した割合であり、前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合をいい、還付加算金の割合についても、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合とすることになります。

附則第4条第1項は、納期限の延長に係る延滞金の特例を規定したもので、法人の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金について、特例基準割合を超える部分の金額について免除する措置でございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法附則第3条の2の4の一部改正に伴う関係条文の整理であり、公益法人等に対する課税の見直しを行うものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を規定したもので、地方税法附則第5条の4の2の一部改正に伴う関係条文の整理であり、住宅ローン控除における適用期限、控除率、控除限度額、控除期間等を見直すものでございます。

附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例を規定したもので、地方税法附則第5条の6の一部改正に伴う関係条文の整理でございます。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合を規定したもので、地方税法の適用条項の項ずれを整理するものでございます。

附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法附則第37条の9の改正に伴う関係条文の整理であります。

附則第22条の2第1項・第2項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定したもので、地方税法附則第44条の2の一部改正に伴う関係条文の整理でございます。

附則第22条の2第1項は、東日本大震災により滅失した家屋における所得割の納税義務者が、当該家屋の敷地に供されていた土地を譲渡した場合における譲渡期限の延長の特例をそれぞれの条文に読みかえる内容のものでございます。

附則第22条の2第2項を第3項とし、新たに第2項として新設条文を追加する内容であり、

東日本大震災により家屋が滅失し、居住の用に供せなくなった土地の納税義務者の相続人がその土地を譲渡する場合、当該相続人は、当該家屋及び土地等を当該被相続人がその取得をした日から、その土地を所有していたものとみなし、譲渡所得の延長の特例が受けられると規定したものでございます。

附則第23条第1項は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を規定したもので、地方税法附則第45条の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅ローンの特別控除制度の特例について、適用期限の平成25年12月31日を平成29年12月31日へ4年間延長した上で、新たに住宅を再建して平成26年から平成29年までの間に居住した場合は、その再建された住宅の借入金等年末残高の限度額や控除率、控除期間について改正されたものでございます。

次に、改正条例の附則について説明をいたします。

第1条は、この条例の施行日について平成25年4月1日からとしております。ただし、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに、次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定は平成26年1月1日より、また、附則第7条の3の2及び第23条の改正規定、並びに附則第3条第3項の規定は平成27年1月1日からの施行としております。

第2条は、町税における延滞金に関する経過措置についての規定であり、改正後の附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の適用と、それ以前の適用を規定したものでございます。

第3条は、町民税に関する経過措置を定めた内容であります。

第1項は、新条例附則第4条の2の規定について、平成26年度以後の年度分の個人の町民税についての適用であること。また、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前のとおりである旨の規定でございます。

第2項は、新条例附則第22条の2第2項の規定について、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する規定であります。

第3項は、新条例附則第23条の規定について、平成27年度以後と平成26年度までの個人の町民税についての取り扱いを規定したものでございます。

第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めた内容でございます。

第1項は、新条例における固定資産税に関する部分の平成25年度以後の取り扱いと、平成24年度までの取り扱いを規定したものでございます。

第2項は、平成25年4月1日に施行される新法附則第15条の9第1項（耐震基準適合住宅に係る耐震改修）の施行前における契約の取り扱い等についても、新条例附則第10条の3第6項

の規定を適用させる内容でございます。

以上をもちまして、専決処分をいたしました上里町税条例改正の内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

何点が質問をさせていただきます。

まず、第54条の部分でありますけれども、第54条第5項のところは、固定資産税の納税義務者の部分であると思っておりますけれども、先ほどの説明の中で廃止されるという御説明がありましたけれども、廃止される中身の具体的なことを説明していただければなというふうに思います。

それと、附則第4条の2の公益法人等に係る町民税の課税の特例のところなんですけれども、上里町の中では、この特例に関わる部分が何件あるのでしょうか。その具体的な課税の見直しの内容を御説明願えればというふうに思います。

あと、附則第17条の2のところなんですけれども、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ということでありますけれども、この改正の内容を具体的にお願いいたします。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 3点御質問いただきましたので、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、第54条でございますけれども、54条につきましては、独立行政法人森林総合研究所の固定資産税の課税の特例を廃止するという内容ですが、内容といたしますと、土地区画整理事業ですとか土地改良事業の場合に、換地をする前に仮換地という状況がございます。このときに、その仮換地を受けた人が登記簿上の名義人ではないけれども固定資産税を受けるといって、そういう事業をしているわけなんですけれども、この森林総合研究所が行う事業は、既に事業としてはもう行っておりませんで、事業そのものはなくなったので、その特例措置を、そのままもう廃止してしまいたいという内容でございます。したがって、上里町に特にこれが影響する部分というのはありません。

附則第4条の2の公益法人の関係につきましては、公益法人が決算を行いまして、その決算

内容を町に申告をして課税を行うわけなんですけれども、その決算の報告の期限が定められております。これが、監査法人の監査などを受けるために申告期限が若干遅れますという場合に、本来定められた期限よりも遅れますので、延滞金が発生してまいります。この延滞金が発生するときに、今までの延滞金の税率内容ではなくて、今度は特例基準割合という少し低い金額になりましたので、こちらのほうを適用しますよという内容でございます。上里町で現状では該当はございません。これから、該当する場合もあろうかと思えます。

17条の2につきましては、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る課税という形でその計算がされるんですけれども、この内容を、もとの税法が変わったものですから該当する項目が変わったために、その条文の言い回しを変えたという形でございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 町長提出議案第51号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第51号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第51号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する

条例について。

御提案申し上げました議案第51号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日成立に伴い、延滞金等の利率の見直しが行われたため、所要の条例改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が施行されたことに基づき、市中金利が減少している現況を踏まえ、延滞金の利率について、各年の特定基準割合を日本銀行法の規定から租税特別措置法の規定に改め、その規定に準じるため、条例改正を行うものでございます。

現行の特例基準割合は、前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項の規定により定められる商業手形の基準割引率に、4パーセントの割合を加算したものでございます。今回の改正は、特例基準割合を、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセントの割合を加算に改めるもので、これらの割合をさらに引き下げるものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明を申し上げます。

附則第3条第1項「延滞金」の下に、「の年14.6パーセントの割合及び」を加える。

「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号（平成9年法律第89号）の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改めるものでございます。

次に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を、「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例割合基準適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」に改めるものでございます。

以上のとおりになります。

附則につきましては、平成26年1月1日施行するものでございます。

以上で、上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第52号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第9、町長提出議案第52号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第52号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第52号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日成立に伴い、延滞金等の利率の見直しが行われたため所要の条例改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに基づき、市中金利が減少している現況を踏まえ、延滞金の利率について各年の特定基準割合を、日本銀行法の規定から租税特別措置法の規定に改め、その規定に準じるため条例改正をするものでございます。

現行の特例基準割合は、「前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に4パーセントの割合を加算したもの」でございます。今回の改正は、特例基準割合を「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセントの割合を加算」に改めるもので、これらの割合をさらに引き下げるものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明申し上げます。

附則第6条中「延滞金」の下に「年14.6パーセントの割合及び」を加える。

「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう以下この条において同じ」に改める。

「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改めるものでございます。

附則につきましては、平成26年1月1日に施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第53号 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第10、町長提出議案第53号 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第53号 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第53号 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、清算金の徴収が開始されるに当たり、滞納した清算金及び延滞金についての取り扱いを、より明確にするため、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業は、昭和59年3月に事業着手し、約29年間の事業推進を経て、平成25年1月に換地処分が行われました。平成25年度より清算金の徴収を行いますが、滞納した清算金及び延滞金の取り扱い等について疑義の生じる部分がありましたので、より明確な解釈がされ、円滑に事務取り扱いができるよう改正するものでございます。

改正の内容ですが、第5条「事務所の所在地」につきましては、換地処分により役場所在地の地番が変更になりましたので、新地番の「5518」番地に改正するものでございます。

第28条「督促及び延滞金」につきましては、第1項ただし書き中の「滞納金の全額を」となっているものを「延滞金の全額を」に改めるものでございます。これは督促状に指定する期間までに滞納した清算金を完納した場合、または滞納した清算金が100円未満の場合は、滞納した清算金の全額を徴収しない、と清算金自体を徴収しないとの解釈もできる表現だったものを改めるものでございます。

附則であります。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で、児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正

する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今回の第28条第1項ただし書き中の「滞納金の全額」を「延滞金の全額」に改めるという説明もあったわけですがけれども、この滞納金の全額と延滞金の全額のその内容、清算金と延滞金が含まれるものかと思えますけれども、これを変える必要があるのかどうか、そこら辺のところはちょっとわかりませんので、説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 御説明申し上げます。

「滞納金の全額」を「延滞金の全額」に改めるということですが、清算金の徴収につきまして、清算金の第1回の納期を超えたものにつきまして、滞納金というふうに表現していますが、滞納金イコール清算金、要するにその納期を超えたものが滞納金イコール清算金という形になります。

延滞金につきましては、清算金に関しまして納期を超えたものについて延滞した部分、年10.75パーセントの部分がつきますが、その部分について延滞金という形になってございます。

従前の表現ですと、督促状に示した期日までに滞納金、滞納した清算金の部分を納付いただきますと、清算金、要するに滞納金、清算金全体を徴収しないという、ちょっと誤解を招く表現がありましたことから、今回清算金の徴収に当たりまして明確にするために、今回このような形にさせていただいております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） いわゆるこれから、25年度から徴収が開始されるということですがけれども、この清算金の現状はどのようになっているのでしょうか。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 清算金というものについて、まずちょっと御説明させて

いただきますが、土地区画整理事業自体が従前の土地と換地という形で、もともとの地権者の方から土地を減歩させていただいて、減らした土地で換地という形で出させて、その減歩した分について道路の用地ですとか、公園用地、また一部保留地という形で売却して事業資金に充てているという形でございます。

それで、従前の土地をお持ちの方に対して減歩して換地を出しているわけですが、もともとをお持ちの土地が小さかったりとかすると、宅地としての利用がなかなか難しいという部分については、減歩を緩和している部分があると。そういったところで換地について地権者間の不均衡が生じていますので、それについて金銭で清算するというのが清算金の趣旨でございます。

清算金につきましては、今回、今年度の予算にも計上させていただきますが、ちょっと手元に詳細な資料がないんですけれども、全体額で5,000万円超になっています。その清算金の徴収と交付という形で一對になっているわけですが、地権者の方全体のうち、減歩が緩和されたりとか、そういった方で、従前の土地の評価よりもよい評価で換地が出ている方については徴収ということでございますが、その方が全体で5,423万3,000円で、その徴収した分について、今度は交付という形で5,423万3,000円について、通常の評価よりも多く減歩されている方に交付するという形でございます。

人数につきましても、ちょっと済みません、手元に詳細な資料はないのですが、清算金の徴収の対象になっている方が、今手元の資料によりますと100名超、少しですね、となっている状態でございます。そのほか、交付の方が200数十名というような形になってございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 説明はよくわかったんですけれども、いわゆるいただいたところから土地をいっぱい提供していただいた方に、もらったものを渡していくということで、町はその通過地点になるんだと思うんですけれども、いわゆるきちんといただかないと払うべき人に払っていかれないということになるんだというふうに思いますけれども、この条例の一部改正の中身等は関係なくて、中身は、これはこれでいいんだと思いますけれども、その期限というのは、どの期限でこういうことが完了する予定でいるのでしょうか。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 清算金の徴収、納めていただくという場合におきましては、金額の大きな方もいらっしゃいます。それにつきましては、町の区画整理事業の施行規程の中で、分割して納めることができるというふうになってございます。最大で5年間10回の分

割を選べるという形になってございますので、今年度から5カ年、徴収の事務を進めていくということになります。

逆に交付につきましては、今年度一括で交付をしてまいりたいということで考えております。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 児玉都市計画神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第55号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法の一部を改正する法律に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成25年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただきたく承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

第4条の2は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の内容を規定したものでございます。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行す

る場合について、現在5年間該当になっている特定世帯終了後において、新たに3年間の特定継続世帯の制度を設け、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額している現行制度の後に、特定継続世帯として、その後3年間、4分の1減額する措置を講ずることとした内容でございます。

特定世帯の内容について御説明を申し上げます。

平成20年度より後期高齢者医療制度が始まりました。それまで国民健康保険もしくは社会保険に加入していた方が満年齢75歳に達した時点で、この制度に移行することになりましたが、このことにより、今まで同一世帯にあった被扶養者等が国民健康保険に残る、または加入することとなったわけでございます。

加入保険が後期高齢者医療保険と国民健康保険に分かれることにより、双方の保険料を合計すると、それまで支払っていた金額より高額になってしまうこととなりますので、このような状況を考慮し、同一世帯における特定世帯、特定同一世帯として扱い、国民健康保険の加入被保険者が1人の場合のみ、国民健康保険税において世帯別平等割額が5年間、2分の1に軽減をされていたわけでございます。

このたび、特定世帯軽減制度が5年を経過することから、この制度による軽減が被該当になり保険料が高くなるため、緩和措置として平成25年4月1日より新たに特定継続世帯の制度が設けられたことになりました。

内容といたしましては、今までの5年間、軽減終了後、3年間にわたり世帯別平等割額の4分の1を軽減することとしたものでございます。

次に、第20条でございますけれども、国民健康保険税の減額を規定したもので、文言の整理を含め、特定継続世帯における法定軽減として定められている7割・5割・2割それぞれの世帯別平等割額の軽減金額を定めたものでございます。

第1号は、7割軽減における軽減金額、

第2号は、5割軽減における軽減金額、

第3号は、2割軽減における軽減金額であります。

附則第15項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定したもので、地方税法附則の一部改正に伴う関係条文の整理であります。

次に、改正条例の附則について説明をいたします。

第1条は、この条例の施行日について平成25年4月1日からとしております。ただし、附則第15項の改正規定は平成26年1月1日からの施行としております。

第2条は、改正後の新条例の適用を規定したものであり、第1項は、平成25年度からの取り扱いと平成24年度までの取り扱いを規定したもので、第2項は、新条例附則第15項の適用を明

記したものでございます。

以上をもちまして、専決処分いたしました上里町国民健康保険税条例改正の内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 後期高齢者医療保険制度は、政権が交代していろいろありましたけれども、民主党が見直すと言ったものがそのままずっと見直されずに続いているわけでありまして、3年間軽減が継続されるということは、当然必要な措置だなというふうに思いますけれども、スタートしたばかりなので、どこでの現状を聞いたらいいのか、ちょっとわからないんですけれども、3年間継続する特定継続世帯というのは上里町にどのくらいおられるのか。また、今までスタートしてから行われてきました5年を経過する、そのところに属する世帯はどのくらいおられるんでしょうか。お尋ねいたします。

議長（高橋正行君）

税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 御説明させていただきます。

まず、5年間の特定世帯でございますけれども、これは2分の1に軽減されるんですが、平成24年度は、平成24年度当初課税で382、最終で367件ございました。固定は5年間の中なんですけれども、これで終わってしまうというのが、今後3年間継続されます。この3年間は4分の1になりますよというふうに、今回の改正で盛り込まれたところでございます。

5年間を超えてですから、5年以上2人の方の年齢が離れている人ということで、先ほど抽出してまいりましたところ、おおよそ120世帯くらいではないかなというふうに思います。ただ、所得割との絡みも出てまいりますので、金額的にいくらというところまでは、今の段階ではわかりません。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 町長提出議案第56号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第56号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第56号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度上里町一般会計補正予算（第1号）、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,093万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,523万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、款15県支出金は、ふるさと創造資金、参議院議員通常選挙委託金及び学力向上推進事業委託金として595万円の増額補正を行います。

款19繰越金は、前年度繰越金として1,498万8,000円を追加補正し、1億1,498万8,000円といたします。

以上、歳入補正額の合計は2,093万8,000円となります。

次に、歳出ですが、款2総務費は神保原駅南土地区画整理事業の保留地公売に伴う売買成立に係る手数料、庁舎非常用発電機設備の修繕、投票用紙分類機購入などで623万7,000円の増額補正を行います。

款 4 衛生費は、風疹予防接種費助成金、保健センター身体障害者用トイレ改修工事で206万3,000円の増額補正を行います。

款 5 農林水産業費は、農業後継者海外派遣事業補助金で4万円の増額補正を行います。

款 7 土木費は、町道2481号線などの路線測量等業務委託で521万4,000円の増額補正を行います。

款 9 教育費は、学力向上推進事業、多目的スポーツホールの老朽化した畳の入れ替え、七本木公民館屋根補修工事、中山道てくてく歴史街道説明看板等の設置工事などで738万4,000円の増額補正を行います。

歳出補正額の合計は、歳入補正額と同額の2,093万8,000円となります。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細説明につきましては担当課長より御説明申し上げます。

議長（高橋正行君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君詳細説明〕

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

まず初めに、健康保険課のところの風疹予防接種費用助成金でありますけれども、混合の場合は5,000円、単独の場合は3,000円ということではありますが、この金額で何人を予想されているのかお願いしたいというふうに思います。

次に、産業振興課のところではありますが、農業後継者海外派遣事業補助金ということで、希望が多かったということで、上里町広報を見ましても、1月から若い方々が一生懸命頑張っている姿が伝えられて、本当に頑張っただけの利益が上がり、豊かになって、ますます若い人たちが農業に目を向けてくれるようになることを願っているわけなんですけれども、どちらのほうに行かれて、どういう研修をされる予定であるのか、わかりましたらお願いしたいというふうに思います。

それに、学校教育課ではありますが、学力向上推進事業ということで3年間ということであり

ますが、対象校はどちらにあるのか、全校で取り組む考えなのか、お願いしたいというふうに思います。

それと生涯学習課の公民館の部分でありますけれども、屋根のほうの漏水ということで工事が必要であるというふうに思いますけれども、たまたま、七本木公民館を近くでお借りしたんですけれども、台所の火力が非常に弱いとか、台所の問題はいろいろあったんですよ。それでここにちょっと関係ないかもしれないんですけれども、隣保館を解体するに当たっては、あそこに台所の材料は非常にいいものが揃っているのです、それがうまく使えないかなど。洗い場も非常に低くて、お鍋とか洗いにくいんですよ、七本木のつくりは。だから、ちょっとここには関係ないんですけれども、七本木公民館ということで、やはり公民館が活用しやすいようになるということは望ましいことだと思いますので、わかればお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 杳澤議員の御質問について説明いたします。

初めに、風疹の見込みの数です。年間、上里町は250人程度出産される方がございます。その8割程度を見込んで妊婦の夫を200人、それから妊娠予定希望の女性を100人程度ということで、全体で300人程度を見込んで予算を計上したということでございます。

議長（高橋正行君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 野田浩一郎君発言〕

産業振興課長（野田浩一郎君） 御質問にございました内容につきまして説明させていただきます。

こちらの事業、名称が埼玉県農業青年海外派遣研修ということでございまして、こちらの実施事業者は、県の公益社団法人埼玉県農林公社のほうが行っている事業でございまして、今回派遣される国につきましては3国ございまして、ドイツ、オランダ、フランスのヨーロッパ3国を予定しております。

この派遣研修の主な内容につきましては、例えばドイツでは農業生産工程管理の先駆的な事例の研修、またオランダでは世界最大の花市場、こちらの研修、視察、またフランスでは、こちらでも世界最大級の中央卸売市場の視察等、また各国共通しておりますが、それぞれ農産物の流通の現状であるとか、農産物の販売、陳列方法、先進的農家の取り組み事例、こういった内容を研修してくる予定でございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、学力向上推進モデル事業ということでございますけれども、対象校につきましては七本木小学校1校ということでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 坂本正喜君発言〕

生涯学習課長（坂本正喜君） 七本木公民館の漏水の関係なんですけれども、陸屋根の関係で漏水をしまして、その防水シートをやると思うんですけれども、それと、先ほどありました調理室関係なんですけれども、隣保館の関係は、先日隣保館のほうから連絡がございまして、各公民館に、中にある必要備品等で欲しいものがあればということで調整は今しているんですけれども、その中にはまだちょっと調理場関係の施設の欲しいという要望のところはなかったもので、ちょっと今後その辺はもう一度調整して、例えばそれを七本木公民館に動かせるかどうかということもありますので、それには、また工事費関係等も必要になってくると思いますので、その辺はちょっと調整してみたいと思います。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 総務課のところの防犯町づくり事業、地域安全・安心町づくり推進事業補助金の20万円でありますけれども、これは限度額5万円だったと思いますが、加入団体等が増えているということでもありますけれども、現在、町内に何団体ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

それから、2点目が郷土資料館の文化財保護推進事業、工事請負費の中山道てくてく歴史街道説明看板等設置工事279万円のところでありますけれども、これはどんな大きさのものを何カ所に設置するのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） それでは、防犯町づくり地域安全・安心町づくりの団体件数ですけれども、平成24年度においては18団体ということで、25年度においては22団体ということで、予定をしております。

以上です。

議長（高橋正行君） 郷土資料館館長。

〔郷土資料館館長 桑原正明君発言〕

郷土資料館館長（桑原正明君） それでは、説明させていただきます。

この看板なんですけれども、高さはおよそ2メートルです。2メートルのアルミ製の看板を設置する予定です。それで数なんですけれども、説明用の看板、これを3基、それから矢印の方向を示す看板なんですけれども、これも3基の予定です。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 防犯町づくり事業のところでありますけれども、24年度が18団体、25年度が22団体ということで説明がありましたけれども、安全・安心町づくりをするために、是非、町内全域に広げていただきたいということがありまして、町は今、町内全域に広げる考えはあると思いますけれども、どんなふうな策を練ってやっておられるのかお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） この団体数を増やすということでございますけれども、中心となるのが区長さんという形だと思いますので、区長会を担当しています総務課のほうでも、区長さんを通じて話をしていきたいというふうに考えてはございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 先ほどの続きになるんですけれども、小学校の教育振興事業でありますけれども、七本木のほうに学力向上推進事業をお願いするというところでありますけれども、学年を区切って行われるんでしょうか。七本木の全学年にわたって行われるんでしょうか。また、この講師謝礼金はわずかに98万円でありますけれども、1人の方で1つの教科に限って行うんでしょうか。それとも、様々な講師を招いて様々な角度からの学力向上を図っていくんでしょうか。具体的をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 七本木のほうの学力向上につきましては、いわゆる全学年を一応対象にしております。教科につきましては、今のところ、算数を中心にして学力向上に取り組ん

でいこうというふうなことで計画をしているところでございます。これにつきましては、外部の講師を要請をして定期的な授業研究、それから学力向上を進めるためにどんな教材を扱った方がいいのか、あるいはどういう練習問題集みたいなものを作った方がいいのかということもあわせて、総合的な算数についての学力向上、これを狙っていこうというものでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

上里サービスエリア周辺地区道路整備事業の路線測量等業務委託料についてお伺いしたいんですけども、こちら2480号線から北に向かってちょうど105号線までということだと思っておりますけれども、ちょっと先走りかもしれませんが、この路線約1キロについては、今後測量、用地については土地改良事業で生み出された用地かと思われませんが、この路線に関しては、国の交付金とかの対象事業になる予定なのかとか、線形が余りよくないようなところも一部感じられるところがあるんですが、土地改良事業を行ったすぐ後に、またその道路をつくるために、また用地を道路用地ということで生み出せることは問題ないのかということが1点。

あと補正予算、この場で質問するのは本当に違うのかなとは思いますが、お金に関することなのでちょっと確認させていただきたいんですけども、先日、町職員の懲戒処分ということがあったと思うんですが、退職金ということが絡んでくると、退職手当組合から出るお金というか、本来支払われるはずであったものが懲戒免職だと支払われないと思うんですが、そういったお金はどうなるのか。ここで相応しくなかったら取り下げますけれども、ちょっと歳入歳出にかかわってくるのかどうなのかと思って、申し訳ございません。可能であればお答えいただければと思うんですが。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） まず上里サービスエリア周辺地区整備事業ということで、今回路線測量という形で計上させていただいた道路についてでございます。まず1つに国の交付金の事業が活用可能かということにつきましては、平成22年に従来の補助金から社会資本整備総合交付金という形で、国のほうでその補助、交付金という形にしまして、その用途についてかなり拡大、緩和された部分がございます。

今回の道路についても、交付金の適用になるかどうかにつきましては、今後、路線測量、これからの設計、そういうものを含めて県または国と調整させていただきながら、最大限交付金を活用して事業を進められるように調整してまいりたいというふうにご考えているところでござ

います。

2点目に、道路の線形、土地改良事業が行われているということで、道路の線形を整える場合に多少支障になる部分があるのではないかとこのところにつきましても、今回測量という形で線形を定めるための測量を今回かけるわけでございますので、その中で農政サイドと調整させていただいて、可能かどうかという形で、今後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 納谷議員に申し上げます。

後段の質問については後ほど説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時39分散会